

いわゆる共謀罪法案の国会への提出に反対する会長声明

政府は、過去3度に渡り国会に提出し廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて取りまとめ、本年1月20日に始まった今通常国会に提出することを検討している旨報じられている。

報道によると、政府が新たに提出する予定とされる法案（以下「新法案」という。）は、処罰対象について、過去廃案になってきた法案（以下「旧法案」という。）の「共謀」にかえて「(犯罪の)遂行を2人以上で計画した者」へと変更して対象に絞りをかけようとする。しかし、そもそも「計画」という刑法上の概念が不明確であるうえ、「計画」と「共謀」は「犯罪の合意」と同義であって、両者は実質的に何ら変わることはない。

また、新法案は、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為」を新たな要件として付加している。しかし、「準備行為」は、いわゆる予備罪・準備罪における予備・準備行為と異なり、それ以前の段階の危険性の乏しい行為を幅広く含み得るため、例えばATMにおける預金の引出し行為など日常的な生活活動も広く「準備行為」とされかねず、恣意的な解釈により処罰される行為の範囲が拡大されるなど、処罰範囲の不明確性という旧法案の危険性は変わっていない。

さらに、新法案は、適用対象を単に「団体」ではなく、「目的が長期4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体（組織的犯罪集団）」としている。しかし、その認定は捜査機関の判断と運用に委ねられることもあり、その運用次第では、本来は犯罪の実行を目的としていない団体の一部の構成員が一定の犯罪の共謀を行ったことをもって当該団体が組織的犯罪集団と認定されるなど、適用対象が拡大する危険性が高く、適用対象の不明確性という旧法案の危険性も解消されていない。

以上のような危険性を持つ新法案において「組織的犯罪集団」の目的とされる犯罪は、テロとは全く関係ない犯罪を含め、旧法案と同様に600以上にもわたる。

もともと、「共謀罪」は、犯罪の遂行を合意するだけで処罰しようとしてしまうのであるから、刑罰法規の人権保障機能を危うくするものであり、憲法の保障する国民の思想及び良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となるものである。

今回、国会への提出が予定されている新法案は、名称の変更はあれど、旧法案からその実質に変化はなく、処罰範囲も限定されず、その他の問題点も是正されていない。

したがって、国民の基本的人権保障を蔑ろにし、私生活の平穏を脅かす新法案の提出に対して、当会は断固として反対するものである。

以上

2017年（平成29年）1月25日

宮崎県弁護士会
会長 大迫敏輝